

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2 - 1 教育内容

基準 2 - 1 - 1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

(基準 2 - 1 - 1 に係る状況)

会計専門職業人の養成に対する社会的期待を示したものとしては、金融庁金融審議会「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」(2003(平成15)年11月17日。以下「専門職大学院における会計教育」という。)、会計分野の専門職大学院に関する検討会「会計分野の専門職大学院の教育課程等について」(2004(平成16)年4月30日)等がある。

「専門職大学院における会計教育」では、公認会計士養成の基本理念を次のように述べている。「公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・職業倫理が期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力等が一層求められている」(太字及び下線は引用者による。)。また、会計分野の専門職大学院における会計教育に対しては、「会計分野に関する専門職大学院は、会計のプロフェッションを養成する大学院ではあるが、他方では、社会人の再教育(リカレント教育志向)のために、より実践的な知識やスキルを身につける機会を提供することを目的とする履修も可能なコースを設定してカリキュラムを編成する等、必ずしも公認会計士試験合格者の輩出のためだけの大学院ではない」(太字及び下線は引用者による。)ことを求めている。

この点、本会計大学院は、主たる学生像として公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、さらには、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等を想定し、これらの者に対してより高度で実践的な会計分野のリカレント教育を提供することを通じて、社会経済で指導的な役割を果たせる会計専門職業人を養成する、との教育コンセプトを掲げている(下記資料「教育コンセプト」参照)。そして、この教育コンセプトに基づき、養成する人材像を明確にしている(下記資料「養成する人材像」参照)。

【解釈指針 2 - 1 - 1 - 1】

また、本会計大学院は、前述のとおり、現に会計実務に携わる社会人等を主たる学生像として想定していることから、教育目的達成のため、大学院設置基準第14条の特例を実施している。具体的には、社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう平日昼間に加え、平日夜間及び土日(2005年度実績は土曜日のみ)にも授業を実施している(別添資料1「研究科概要」)(別添資料2「2005年度授業時間割一覧」参照)。**【解釈指針 2 - 1 - 1 - 1】**

さらに、本会計大学院の教育目的の冒頭に掲げられた「高度な職業上の倫理観」を涵養するため、「職業倫理」科目を設定している。

資料 「教育コンセプト」(再掲)(本会計大学院パンフレット及びウェブサイトより)

専門職業人としての即戦力の修得

総資本主義化の 21 世紀において、国際経済社会で、堂々と活躍できる会計実務専門職の輩出です。そのためには、単に公認会計士試験に合格しただけではなく、専門職業人としての高い見識と倫理規範、国際会計基準にも精通した専門的実務能力、法規・基準に則った論理的ディベート能力の体得などが、必要であることは言うまでもありません。これらの即戦力の修得を目指します。

国際経済社会活躍できる公認会計士の輩出

これからの国際情勢にあわせ、国際会計士連盟(IFAC)が発表した「職業会計士教育 国際基準」を踏まえ、国際会計・監査基準の修得、職業倫理の体得を目指します。

監査証明業務と非監査証明業務に必要な知識と倫理観を体得

新公認会計士試験の合格は当然として、その上に、わが国の内閣府・金融庁・日本公認会計士協会・国際会計基準審議会(IASB)・企業会計基準委員会(ASBJ)の動向を踏まえ、公認会計士の中核的な業務である監査証明業務と非監査証明業務を全うするために必要不可欠な専門的知識の修得と高い倫理観の涵養・独立性の保持の理念を体得することを目指します。

CEO・CFOとしての役割を十分に全うできる人材の養成

高度な会計専門職業人は、監査業務・コンサルタント業務以外に、広く企業内での活動つまり MBA としての役割・CEO(Chief of Executive Officer)・CFO(Chief of Financial Officer)としての役割が要請されています。また、行財政改革を推進する専門家としての役割が期待されています。LEC 会計大学院では、これらの役割を十分に全うすることのできる人材の養成を目指します。

資料 「養成する人材像」(本会計大学院パンフレット及びウェブサイトより)

高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い会計専門職業人

では、上述したところを前提として、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであるといえるか。

専門職大学院における会計専門職業人養成に対する社会的要請としては、**より高い資質・職業倫理**の涵養、及び**社会人のリカレント教育**等が挙げられる。

この点、本会計大学院では、教育目的の冒頭に「**高度な職業上の倫理観**」を謳うとともに、主たる学生像として企業・団体等において現に会計実務に携わる**社会人等**を想定しており、社会的期待を十分反映したものとなっている。また、教育目的を達成するため、授業科目として「**職業倫理**」科目を設定しているほか、**平日夜間及び土日に授業を実施し**、**社会人の履修環境**に具体的に配慮している。

以上より、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであるといえる。

基準 2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

- (1) 基本科目群
- (2) 発展科目群
- (3) 応用・実践科目群

(基準 2 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では、以下の通り教育課程を編成している。まず、履修すべき分野を5つの「領域」(「全体」、「会計」、「経営・ファイナンス」、「監査」及び「法律」)に区分のうえ、それぞれの「領域」ごとに履修すべき科目を分類する「系」を次のように編成している。すなわち、「全体」領域には「会計基盤」系を、「会計」領域には「財務会計」系・「管理会計」系を、「経営・ファイナンス」領域には「経営・ファイナンス」系を、「法律」領域には「企業法・租税法」系を編成している。そして、履修科目は、この「系」ごとに、「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の3つの段階に段階的に配置している(「会計基盤」系は「基本科目」のみ)[別添資料3「2005年度カリキュラム一覧」参照]。

(1) について

「基本科目」では、全体、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域に「全体構造」科目を設置し、学部レベルの基礎知識の上に、各領域の全体構造を概観するとともに、各領域における理論の基本と骨格とを理解することを目的としている。そのため、基本科目として配置される「全体構造」科目は全て必修科目となっている〔下記資料「基本科目一覧」参照〕。【解釈指針 2 - 1 - 2 - 1】【解釈指針 2 - 1 - 2 - 4】

資料 「基本科目一覧」

領域	科目分類	基本科目(全体構造科目)
全体	会計基盤	経済社会における会計基盤の全体構造
会計領域	財務会計系	財務会計の全体構造
	管理会計系	管理会計の全体構造
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	経営の全体構造
		ファイナンスの全体構造
監査領域	監査系	監査の全体構造
法律領域	企業法・租税法系	企業法の全体構造
		租税法の全体構造

また、「基本科目」の特徴の一つとして、「経済社会における会計基盤の全体構造」科目を設置している。学修の初期段階において学術理論に関する全般的・鳥瞰的・領域横断的理解を得ることは、その後の学修効果を飛躍的に高めるとの教育方針に基づき、「経済社会における会計基盤の全体構造」科目では、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域の関連性(学際領域)に留意しつつ、あるべき会計基盤の全体を概観する〔別

添資料4「『経済社会における会計基盤の全体構造』科目概要」参照。【解釈指針2-1-2-1】【解釈指針2-1-2-4】

(2) について

「発展科目」では、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域において、基本科目で培う全体構造の理解を前提として、より実践的な専門的知識・能力を獲得することを目的とする。また、専門職業人としての高度な倫理観を涵養すべく、監査領域の「発展科目」として、「職業倫理」科目を設置し、会計専門職業人として有すべき職業倫理について学修する〔下記資料「発展科目一覧」参照〕、〔別添資料5「『職業倫理』科目概要」参照〕。【解釈指針2-1-2-2】【解釈指針2-1-2-4】

資料 「発展科目一覧」

領域	科目分類	発展科目
会計領域	財務会計系	簿記論
		会計基準 ・
	管理会計系	原価計算 ・
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	経営戦略論
		経営管理論
		ファイナンス論
監査領域	監査系	監査論 ・
		職業倫理
法律領域	企業法・租税法系	企業法
		租税法

(3) について

「応用・実践科目」では、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域において、発展科目で修得した実践的専門知識・能力を基に、ケーススタディやディベート、パソコンを利用したシミュレーション等の参加型の教育方法により、より高度な専門知識・能力の修得、実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする。特に、各領域に「事例研究」科目を設置し（「財務会計事例研究」等7科目）、4単位（2科目）以上を必修としている〔下記資料「応用・実践科目一覧」参照〕、〔別添資料3「2005年度カリキュラム一覧」参照〕、〔別添資料6「『財務会計事例研究』科目概要」参照〕。「事例研究」科目においては、具体的事例を取り上げディスカッションやディベートを行うことにより、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力、その他会計専門職業人として実務の現場で求められる能力の着実な養成を目指している。

その他、会計領域の管理会計系に設置している「意思決定会計」科目等においては、パソコンを利用したシミュレーションを通じ、実務の現場で直面する今日の問題の分析と実践的判断力の養成を目指している〔別添資料7「『意思決定会計』科目概要」参照〕。

【解釈指針2-1-2-3】【解釈指針2-1-2-4】

また、会計領域の財務会計系に「国際会計基準」科目を設置し、監査領域監査系に「I

IT監査」科目を設置する等、会計専門職業人として国際経済社会で活躍するために必要な知識、IT関連技術等最先端の知識を教育するための科目配置も行っている〔別添資料8「『国際会計基準』科目概要」参照〕、〔別添資料9「『IT監査』科目概要」参照〕。

【解釈指針2-1-2-3】【解釈指針2-1-2-4】

さらに、法律領域の企業法系に設置している「企業法事例研究」においては、課外授業として「あさひ・狛法律事務所」訪問を行い、法務実務の現場を体感する実地調査も実施した。(別添資料10「あさひ・狛法律事務所」訪問レポート)【解釈指針2-1-2-3】

資料 「応用・実践科目一覧」

領域	科目分類	応用・実践科目
会計領域	財務会計系	財務会計事例研究
		ディスクロージャー制度
		国際会計基準
	管理会計系	管理会計事例研究
		意思決定会計
		財務分析論
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	経営事例研究
		経営組織論（組織行動論）
		ファイナンス事例研究
		資本市場理論（プロジェクトファイナンス論）
監査領域	監査系	監査事例研究
		内部監査・内部統制論
		IT監査
法律領域	企業法・租税法系	企業法事例研究
		租税法事例研究

なお、「発展科目」、「応用・実践科目」を主に担当するのは、**現役の実務家**教員である。このことにより、「基本科目」において研究者教員の教授により培う全体構造の学術的理解を中核として、発展的、循環的、有機的に実務におけるその応用を学び、ひいては会計専門職を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことが可能となるものとする。

【解釈指針2-1-2-1】【解釈指針2-1-2-2】【解釈指針2-1-2-3】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、所要の授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されているといえるか。

本会計大学院の教育課程は、大きく5つの領域と6つの科目分類とから構成される。そして、全体領域を除く4つの領域・5つの科目分類で、それぞれ基本科目、発展科目、応用・実践科目が設定され、順次、発展的、循環的、有機的に、応用・実践的知識・能力を涵養できるよう、授業科目が体系的に配置されている。また、全体領域に配置される「**経済社会における会計基盤の全体構造**」科目は、本会計大学院の教育課程の特色をなすものであり、全般的・鳥瞰的・領域横断的理解を促し、他領域の学修効果を高める

ための科目である。

以上により、本会計大学院では、所要の授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されているといえる。

基準 2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況)

本会計大学院の教育課程の体系中、「基本科目」において設置される各領域の「**全体構造**」科目(全8科目、各科目1単位)は**全て必修科目**であり、原則として1年次に履修する。この全体構造の学問的理解を中核におき、1年次又は2年次に「発展科目」を履修する。実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする「応用・実践科目」は原則として2年次に履修し、かつ「応用・実践科目」において設置される各領域の「事例研究」科目(全7科目)については、4単位(2科目)以上の履修を必修としている。また、総開設科目数36科目(63単位)のうち、会計専門職業人の根幹となる会計分野(会計基盤系、財務会計系、管理会計系及び監査系)について、21科目(37単位)を配置している。他方、高度な会計専門職業人が備えるべき資質・能力の観点から、経営・ファイナンス系及び企業法・租税法系について、15科目(26単位)を配置している〔別添資料3「2005年度カリキュラム一覧」参照〕、〔下記資料「必修単位数と開設授業科目単位数」参照〕。【解釈指針2-1-3-1】【解釈指針2-1-3-2】

資料 「必修単位数と開設授業科目単位数」

領域	科目分類	必修単位数	開設授業科目単位数
全体	会計基盤	1単位	1単位
会計領域	財務会計系	10単位以上	13単位
	管理会計系	6単位以上	11単位
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	4単位以上	16単位
監査領域	監査系	6単位以上	12単位
法律領域	企業法・租税法系	4単位以上	10単位
上記以外に、 財務会計系・管理会計系・監査系から 事例研究科目から		7単位以上 4単位以上	
		38単位以上 (修了要件 単位数)	63単位 (開設授業科目 総単位数)

「基本科目」において設置される「全体構造」科目(全8科目、1科目1単位)は全て必修

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、所要の授業科目群すべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が所要の授業科目群のいずれかに過度に偏ることが

ないように配慮されているといえるか。また，本会計大学院の目的に照らして，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されているといえるか。

本会計大学院の修了要件単位数は38単位であるところ，所要の授業科目群を合計した2005年度開設授業科目の総数は，36科目・63単位である。修了要件単位数は，本会計大学院が教育上の目的を達成できると考える単位数であり，2005年度においてはその1.75倍の授業科目が所要の授業科目群のすべてにわたって開設されている。よって，所要の授業科目群すべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているといえる。

また，開設授業科目の総単位数である63単位は，会計分野（全体領域，会計領域及び監査領域）に37単位（59%）を配当し，重点的な科目配置を行っている。その他，経営・ファイナンス領域，法律領域において26単位（41%）を配当し，会計分野以外にも幅広い科目配置を行っている。よって，所要の授業科目群のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されているといえる。

さらに，本会計大学院の教育課程は，1年次に各領域の基本科目（必修）を履修することにより，各領域における理論の基本，骨格及び射程を理解し，その理解を中核におきつつ，発展科目（選択），応用・実践科目（選択）の履修に進むことで，順次，発展的，循環的，有機的に，応用・実践的知識・能力を養成する体系となっている。よって，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されているといえる。

基準 2 - 1 - 4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2 - 1 - 4 に係る状況）

本会計大学院の各授業科目における授業時間の設定は，下記資料 通りであり，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条¹までの規定に照らし，適切である〔下記資料 ，別添資料 2 ，及び別添資料 3 参照〕。

資料 「授業時間と付与単位数」

開設授業科目	授業時間	授業回数	単位数	開設授業科目	授業時間	授業回数	単位数
経済社会における会計基盤の全体構造	2	8	1	職業倫理	2	8	1
財務会計の全体構造	2	8	1	企業法	2	15	2
管理会計の全体構造	2	8	1	租税法	2	15	2
経営の全体構造	2	8	1	財務会計事例研究	2	15	2
ファイナンスの全体構造	2	8	1	ディスクロージャー制度	2	15	2
監査の全体構造	2	8	1	国際会計基準	2	15	2
企業法の全体構造	2	8	1	管理会計事例研究	2	15	2
租税法の全体構造	2	8	1	意思決定会計	2	15	2
簿記論	2	15	2	財務分析論	2	15	2
会計基準	2	15	2	経営事例研究	2	15	2
会計基準	2	15	2	経営組織論（組織行動論）	2	15	2
原価計算	2	15	2	ファイナンス事例研究	2	15	2
原価計算	2	15	2	資本市場理論（プロジェクトファイナンス理論）	2	15	2
経営戦略論	2	15	2	監査事例研究	2	15	2
経営管理論	2	15	2	内部監査・内部統制論	2	15	2
ファイナンス論	2	15	2	IT 監査	2	15	2
監査論	2	15	2	企業法事例研究	2	15	2
監査論	2	15	2	租税法事例研究	2	15	2

1 大学設置基準

第 21 条 略

2 前項の単位数を定めるに当たっては，一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については，十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 略

3 略

第 22 条 一年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，三十五週にわたることを原則とする。

第 23 条 各授業科目の授業は，十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

事例研究は、法科大学院において司法研修所の代替として重要視されているところであり、同じ専門職大学院である LEC 会計大学院でも、重要視すべき科目であると考えられる。この点、LEC 会計大学院においては、各領域に事例研究が配置されているのに加え、事例研究科目の中から4単位以上が必修とされており、事例研究が重要視されている点が優れている。

檜田委員の評価意見

各領域での科目分類が体系的であり、全体として分かりやすく、優れた体系といてよいと考えられる。

しかしながら、大学学部においてセミナーを履修したか否かによって卒業生の思考能力が著しく相違するといわれることから知られるように、大学院におけるセミナーの存在は学生の個性の成長を促進する上で軽視できないと考えられる。

また、歴史に関する科目が無く、実践の底流にあるとみられる基本的考え方へのアプローチという点からも、一考を要するのではないか。

金井委員の評価意見

本会計大学院では、授業を担当する教員に現役の実務家教員が多いことが優れた点である。現役の実務家教員は、実務において日々問題となる論点とその実務的な解決法を教授することができる。そのことにより、学生は、知識のみならず見識、さらには胆識をも涵養する機会を得られるからである。

反町委員長の評価意見

本会計大学院のカリキュラムの特徴として、全体構造という学際的・横断的な科目を配置している点が挙げられる。この全体構造科目により、各領域における理論の基本、骨格、射程に対する理解を得たのち、順次、発展的、循環的、有機的に、応用・実践的能力を涵養する体系となっている。これは、学生にとっては非常にわかりやすいものであり、本会計大学院の優れた点のひとつである。